

(平成21年1月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 37 件

国民年金関係 30 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 49 件

国民年金関係 30 件

厚生年金関係 19 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年3月までの期間及び14年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月から7年3月まで
② 平成14年4月から同年6月まで

私が学生であった20歳のころに、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の申請免除の手続も行った。その後、就職をしていなかった期間は、保険料を納付することができなかつたので、私が申請免除の手続を行い、申請免除が決定されている。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、保険料の申請免除の手続を行ったと主張しているところ、その母親は、夫（申立人の父親）の転職に伴う被保険者種別の変更手続を適切に行っているなど、国民年金制度に対する理解が深いことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間以外にも国民年金保険料を免除されており、その間、申立人の両親と同一世帯であったとしているが、保険料の免除が承認されるためには、世帯員である申立人と世帯主である申立人の父親の所得が基準内であることが必要であり、申立期間以外の期間の保険料の免除が承認されていることから考え併せると、その父親の所得は高かったとは言い難い中で、その両親は、保険料をすべて納付しており、昭和63年度からは、保険料を前納するなど、申立人の両親の保険料の納付意識は非常に高かったものと認められる。

以上のとおり、国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識が高い申立人の母親が、申立期間①について、申立人の保険料の免除申請を行って

たとしても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間①後の期間については、自分で申請免除を行ったと主張しており、申立期間②についても、自分で申請免除の手続を行ったと主張しているところ、申立人は、その直前の期間について保険料を免除されており、その後も厚生年金保険被保険者期間を除き、保険料の納付が免除されていることから、申立人の主張に特段不合理な点はみられず、自分で手続を行ったとする期間のうち、申立期間②の保険料のみが免除とされていないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1353

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私の夫は、信用金庫の集金人に商売の売上金と一緒に国民年金保険料の集金を依頼していた。その際、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、申立期間について、夫の保険料が納付済みで、私の保険料のみがみなし免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の夫が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の夫の保険料は納付済みであることから、その夫が申立人の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間について、申立人の夫の保険料が重複して納付されたことから、保険料が還付されているのに対して、申立人はみなし免除のままとされているが、その夫は保険料が還付された記憶は無いと証言している上、社会保険庁のオンライン記録に本来存在するはずの還付記録の詳細が無く、保険料が還付された日付も、市が保管する国民年金被保険者カードと社会保険事務所が保管する特殊台帳で齟齬^{そご}が見られるなど、行政側の記録管理が適切に行われなかった可能性がある。

さらに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間がみなし免除とされているのは不自然である。

加えて、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について国民年金保険料を完納しているとともに、保険料を前納しているな

ど、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 46 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 46 年 5 月まで

私は、昭和 36 年に国民年金に加入し、結婚後も任意加入し国民年金保険料の納付を続けてきた。昭和 40 年度から保険料を前納してきたので、昭和 45 年 6 月ごろに昭和 45 年度分の保険料を前納しようと区役所の出張所に行き、保険料を納付した。その際に窓口の担当者から「あなたは専業主婦だから加入しなくても良いのでは。年金手帳を貸して下さい。」と言われ、その担当者に手渡した。年金手帳がなかなか戻ってこなかったが、2、3 か月後にやっと返してもらった。

昭和 45 年 6 月から 1 年分の国民年金保険料を納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年の制度発足から国民年金に加入し、40年に転居してからは、保険料の1年前納を行い、45年6月にもそれまでと同様に前納するために区役所の出張所に行った際の職員の対応状況は具体的かつ詳細であり、申立人は、任意加入を止める理由が特段無いと申し立てていることから、45年6月に1年分の保険料を前納したとする申立内容は、基本的に信用できる。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立人の夫の就退職に伴う第1号被保険者と第3号被保険者との切替手続が適切に行われているなど国民年金に対する意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から47年6月まで
② 昭和53年2月及び同年3月

昭和36年ごろ、民生委員が自宅に来て、国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、民生委員が、自宅に集金に来たので、毎月納付していた。

昭和48年に、転居の際に、国民年金手帳をなくしたので、再交付を受けた。その後も、国民年金保険料は納付していた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、2か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き保険料を完納しており、納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間②の前後は納付済みとなっており、途中の申立期間②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和48年3月に払い出されていることが確認でき、それ以前の申立期間①については、国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、民生委員が申立期間の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料も民生委員に月々納付していたと主張しているが、その当時、申立人の居住する地域では、民生委員による国民年金の加入手続及び保険

料の集金制度は無かったことが確認できることから申立内容とは相違している。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 49 年に結婚し、その後、しばらくは国民年金に加入していなかったが、55 年ごろに役所から特例納付の勧奨通知があり、夫がその事を知って、私の国民年金の加入手続を行い、同時に特例納付の保険料を納付してくれた。金額は 40 万円を超えた大金であったと記憶している。

今年年金記録を調べ、特例納付で支払ったはずの期間が未納となっており、信じられない思いをしている。30 年も前のため、領収書は残っていないが、確かに納付したことを記憶しているので未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金加入手続及び国民年金保険料の特例納付をしたと主張している昭和 55 年 6 月は、第 3 回特例納付の実施期間中であり、申立人が特例納付により納付したと述べている保険料額は、申立期間に係る特例納付に必要な金額とおおむね一致している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、保険料を納付した際の状況を鮮明に記憶し、その姉も、申立人の夫から特例納付をしたことを聞いたことがあると証言しており、その際の納付金額も特例納付に必要な金額とおおむね一致していることから、その証言内容は信憑性が高いものと認められる。

さらに、申立人は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであり、平成 3 年 5 月から国民年金基金にも加入しているなど、納付意欲が高いことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 9 月まで

主人が区役所に行き国民年金の加入手続をし、保険料はどのように納めていたかは定かではないが、主人が私の分と一緒に保険料を納めていたはずであり、確かに主人の国民年金保険料は会社を退職し独立して事業を開始した昭和 43 年 12 月から納付されており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が区役所で国民年金の加入手続をし、その夫が申立人の分と一緒に保険料を納付していたはずであるとしているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 12 月 16 日に夫婦連番で払い出されており、申立期間以外は個別の納付日は確認できないものの申立人の夫と同様に納付済みとなっていることから、夫婦一緒に保険料を納付していたとの主張には信憑性が認められる。

また、申立人の夫は、昭和 43 年 12 月から 47 年 9 月までの期間について国民年金保険料を特例納付しているが、夫と同時に国民年金加入手続をし、同様に特例納付を行っている申立人の特例納付期間がその夫の期間より短期となっているのは、申立期間前後の納付状況からみても不自然であり、申立人の主張するとおりに一緒に納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間前後の保険料は納付済みとされているとともに、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納しているところから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 52 年 7 月から 53 年 2 月まで

私は、昭和 45 年 8 月に飲食店を経営するようになった時に、区役所で国民健康保険とともに国民年金の加入手続を同一の窓口で自ら行った。

国民年金保険料の納付金額は覚えていないが、妻の保険料と併せて取引のあった金融機関から納付したと思う。

国民年金保険料は必要経費として青色申告もしており、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、8 か月と短期間であり、前後の期間を通じて申立人の住居地等に変更は無く特段の生活状況の変化は認められず、一緒に納付していたとする申立人の元妻の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 1 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立期間①の大半は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間であり、別の国民年金記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び納付方法等について申立人の記憶は無く、加入状況及び納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを確認できる資料(家計簿、確

定申告書等) が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月

平成16年10月に結婚をして会社を退職し厚生年金保険の資格を喪失したので、当時の居住地管轄であった社会保険事務所へ国民年金の加入手続に行ったが、手続は住所地の区役所で行うよう説明され、区役所で行った。その後郵送されて来た納付書を使ってコンビニから納付したが、その納付したはずの記録が無いという社会保険事務所の回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、厚生年金保険の資格喪失後に国民年金に加入した月の1か月という短期間であり、申立人は、国民年金保険料は20歳になった時から納付していることから保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、比較的直近と言える平成16年のことであるため、国民年金の加入状況及び納付状況に関しては記憶が鮮明かつ具体的であり、別段不自然さは認められず、信憑性は高いものと考えられる。

さらに、申立人が国民年金の加入手続のために社会保険事務所を訪れたという日（平成16年10月13日）に、過去の納付記録を調べた形跡及び加入手続は区役所で行うよう説明を受けた形跡があることから、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 49 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 49 年 1 月まで

私が 20 歳の時、母親や当時同居していた知人に国民年金に加入するように言われ、私自身が町役場で国民年金の加入手続を行い、その時に国民年金手帳の交付を受けた。

国民年金保険料の納付は、納付書に現金を添えて町役場の窓口や金融機関で私自身が納付していた。

年金手帳に直接領収印が押されたことや、領収印が押された領収書が国民年金手帳にホチキスで留められたこともあった。

結婚後に、国民年金手帳の氏名及び住所の変更手続をしていなかったの
で、夫に国民年金手帳を持って町役場に国民年金手帳の氏名及び住所の変
更手続に行ってもらったところ、その国民年金手帳は回収され、現在所持
している新しい国民年金手帳が交付された。

1 冊目の国民年金手帳と記号番号が変わり、その時からの国民年金加入
になっているとは考えもしなかった。

申立期間が未加入期間で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により町役場の窓口や金融
機関で納付していたこともあり、国民年金手帳に直接領収印を押印されてい
た時期もあったとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた町
では、集金人や町役場窓口で保険料の収納が行われていたほか、申立期間途
中の昭和 48 年度からは納付書により保険料を収納していたことが確認でき、
申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した際、国民年金手帳に直接検認印が押されたことなどを具体的に記憶しており、申立人の弟も申立人に頼まれて申立期間の保険料を納付したことがあると証言していることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人に国民年金の加入を勧めた申立人の母親及び申立期間の当初を含む一定期間同居していた申立人の知人は、国民年金保険料を完納していることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

加えて、申立人が社会保険庁の記録どおり昭和 49 年 2 月に任意加入したとすると、本来、申立人が 20 歳になった 42 年 7 月から、申立人が厚生年金保険加入中の夫と結婚する 47 年 10 月の前月までは、強制加入となるにもかかわらず未加入となっていることから、行政側で不適切な事務処理が行われた可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年12月まで

私は、昭和36年春に近所の公園内にある神社の社務所で市役所が開催した国民年金の説明会に参加し、その場で加入手続を行った。最初は、3か月ごとに市役所へ行き、3か月分の国民年金保険料を納付した際に、切手のようなものを貼^はってくれた記憶がある。

昭和44年に子供が生まれてからは、市役所へ保険料の納付に行くことができず、49年に再び保険料を納付するために市役所へ行ったところ、過去の国民年金の加入の有無や保険料の納付についての質問をされることも無く、新たに加入手続を行った。60歳になった時、申立期間の記録が無いと市役所で説明を受けたが、間違いなく保険料を納付しているので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年春に近所の公園内にある神社の社務所で市役所が開催した国民年金の説明会に参加し、その場で加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が説明場所であったとする公園内には、申立人が主張する神社があることが確認でき、申立人が申立期間について、納付したとする保険料の金額も、当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間当時、3か月ごとに国民年金保険料を納付した際、切手のようなものを貼^はってくれた記憶があると主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、印紙検認方式により3か月ごとに保険料を納付することとされていたことが、市の広報誌により確認できる。

さらに、申立人と一緒に昭和 49 年 8 月に、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の友人は、同年 8 月に加入手続を行っていることが確認でき、その友人は、申立人が、以前から国民年金に加入しており、保険料を納付していたが、途中で納付しなくなったため、以前の納付は無効になるのではないかと話したことを聞いたと証言しており、申立人の夫も、申立人から申立期間の保険料を納付していたことを聞いた記憶があると述べていることから、申立人の主張は信憑性^{びよう}が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年4月から同年9月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで

申立期間①のうち、昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料については、私が実家に住んでいた時に母親が集金人に納付していたか、又は、私が結婚のため転居した後に、集金人に納付したかもしれない。また、申立期間①のうち、44年7月から同年9月までの期間及び申立期間②については、私が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和44年4月から同年6月までの期間について、申立人は、実家に住んでいた時に申立人の母親が国民年金保険料を納付していたかもしれないと主張しているところ、申立人とその母親が居住していた町が保管する国民年金印紙手帳検認控簿によると、申立人の国民年金印紙各月検認状況の同年4月から同年6月までの期間の欄には、保険料を納付したとする検認印が押されていることから、その母親が、当該期間について、保険料を納付していたことが推認できる。

2 一方、申立期間①のうち、昭和44年7月から同年9月までの期間及び②について、申立人は集金人に国民年金の現年度保険料を納付したと主張しているが、申立人の特殊台帳によると、社会保険事務所から申立人に対して、申立期間①及び②のうち未納期間について、保険料が未納とされている旨が記載された通知及び過年度保険料の納付書を送付していたことが確

認できる上、申立人が居住していた市では、集金人に過年度保険料を納付できなかったことが確認できることから、申立内容と合致しない。

また、申立人は、申立期間②について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の夫も、申立期間②の保険料が未納とされている。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から同年11月までの期間及び55年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年10月から同年11月まで
② 昭和55年6月

国民年金については、20歳のころ自分の両親が市役所に行き加入手続を行った。その後就職し、昭和49年4月に結婚のため退職した時から再び任意加入被保険者として国民年金に再加入し、61年4月に制度改正のため国民年金第3号被保険者に種別変更になるまで保険料の納付を続けた。

この間に、引っ越しに伴う住所変更や種別変更届なども速やかに届出をしている。

申立期間の国民年金保険料については、市役所から送られてきた納付書に記載されていた金額を自分で市役所の出張所に持参して現金で納付した。申立期間のみが未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後を含めすべての加入期間の国民年金保険料を納付している。

また、数回の転居に伴う住所変更や氏名変更、種別変更など国民年金に関する各種届出も適切に行われていることが確認できることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付について、納付金額、納付場所の状況等を具体的に記憶しており、当時の保険料額や取扱状況からも不自然な点はなく、申立内容は信憑^{びよう}性が高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 4 月まで

社会保険庁の納付記録では、昭和 47 年 4 月から 48 年 4 月まで、私は国民年金に未加入とされているが、この期間の国民年金保険料は母親が私に代わって納付しており、私は当時の領収書を持っている。

申立期間の保険料について、社会保険庁では還付済みとしているが、私はこの還付については記憶が無いので、申立期間の保険料については、納付済みとして記録訂正をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 47 年 4 月に国民年金の資格を喪失したとされ、申立期間の国民年金保険料については、51 年 5 月に還付が決定されたこととされているが、申立期間当時、申立人は結婚前で、かつ、無職であり、厚生年金保険にも加入していないことから、国民年金の強制被保険者であったと考えられ、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により、還付手続が行われたことが認められることから、申立期間の保険料が納付されていたものと考えられる。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、資格喪失年月が、当初、昭和 48 年 5 月とされていたが、47 年 4 月と訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 9 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 43 年 3 月まで

私が 20 歳から 21 歳の間であったと思うが、母親が将来のためにと国民年金の加入手続を行い、大学卒業までの保険料を一括して納付した。納付した場所はおそらく区役所であったと思う。母親からその時受け取った領収証は失くしてしまっただが、薄い横長の手書きのもので、国民年金という文字が記載されていたと思う。保険料額はよく覚えていないが、昭和 43 年 4 月に就職してから、その時母親が納付した額をボーナスや給料の中から返済した。

申立期間が未加入期間で未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳か 21 歳のころ、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、大学卒業までの国民年金保険料を一括して区役所で納付したとしているところ、申立期間当時、国民年金保険料の前納制度が存在し、納付することができる期間は全期間のほか 1 年から 10 年までの任意の期間を選択することができ、保険料は市町村の窓口で納付することができたことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、母親から渡された申立期間の国民年金保険料の領収書は、薄い横長の手書きのもので、国民年金という文字が記載されていたと思うところ、申立期間当時、申立人及びその母親が居住していた区では、国民年金保険料現金領収書と記載され、納入月欄、納入金額欄などが手書きの領収書を使用していたと思われるとしており、申立人の主張とおおむね一致する。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに、申立人の母親から別の年金手帳を渡された覚えがあるとしており、前述のとおり領収書の記憶が鮮明な申立人の主張は信憑^{びよう}性が高いと認められることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が一括して前納していたとしても不自然ではない。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの付加保険料及び 59 年 4 月から同年 5 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 5 月まで

私は、昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月という短期間の付加保険料を未納とした記憶は無い。また、59 年 4 月から同年 5 月までの付加保険料を含む国民年金保険料も未納としたことはなく督促を受けた記憶も無い。

昭和 52 年 5 月に国民年金に任意加入者として加入手続を行い、加入時から定額保険料と付加保険料を納付している。申立期間における保険料額の記憶は無いが、付加保険料は 400 円と記憶しており、申立期間において 57 年 4 月から同年 9 月までの付加保険料が未納となり、59 年 4 月から同年 5 月までの付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の記録では定額保険料のみの納付記録となっており、市における収滞納リストでは保険料は未納の記録となっているが、国民年金保険料が過年度納付だったために付加保険料が納付できなかったと考える合理的な理由は無く、申立期間後の納付状況をみると昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの保険料を 57 年 12 月に一括して納付している状況がみられることから、納付期限内に適正に納付されていることが確認され申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

2 申立期間②については、2 か月と短期間であり、前後の期間の保険料が付加保険料とも納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の付加保

険料を含めた保険料のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は国民年金に任意加入した時から付加保険料を納付し、60歳で第3号被保険者資格を喪失後も国民年金に高齢任意加入するなど長期間にわたって任意加入をしており、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高いと認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和57年4月から同年9月までの付加保険料及び59年4月から同年5月までの付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月から47年12月まで

私が20歳の時、父親が、国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの期間の国民年金保険料を納付した。

結婚後の昭和43年6月に、転居した市の市役所で、転入届と国民年金の手続を行った。保険料は、初めのころ、シールのようなものを国民年金手帳に貼り納付した。申立期間について、未加入となっていることは納付できないので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料は、初めのころ、シールのようなものを国民年金手帳に貼り納付したと主張しているところ、申立人が当時居住していた市では、申立期間途中の昭和45年6月まで印紙検認方式により保険料が納付されていたことが確認できる。

また、社会保険庁のマイクロフィルムで、昭和43年6月から同年12月までの保険料が還付されたこととされているが、その後に作成されたマイクロフィルムでは昭和43年度分の保険料が完納とされていること、社会保険事務所の43年度から47年度の還付整理簿には、申立人に対して保険料を還付した旨の記録は無いこと、市で記載した申立人の年金手帳の資格得喪年月日が、転居後の市で訂正されていることなどから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から保険料を納付し、申立期間以外は、保険料をすべて納付している上、その夫の仕事の都合により、複数回住所を変更しているが、その都度、国民年金の転入に関

する手続を適切に行い、60 歳以降も任意加入するなど、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から55年3月まで
② 昭和56年2月及び同年3月

私は、昭和52年10月に結婚と同時に転居した。その頃、父親から国民年金の加入について勧められたので、私は、区役所で住所変更の手続と一緒に国民年金の任意加入手続を行った。その後、自宅に来た集金人に申立期間①の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①が未加入とされていることに納得がいかない。また、しばらくして、私は、口座振替への切替手続を行い、申立期間②の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、2か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、同期間の前後を通じて、申立人の住所及び職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金に任意加入後は、申立期間②を除き国民年金保険料を完納しており、納付意欲は高かったものと考えられる。

2 一方、申立期間①について、申立人は昭和52年10月に国民年金の加入手続を行い、その後、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年5月に払い出されているとともに、申立人の国民年金の資格取得日も同年4月9日とされていることから、申立期間①は国民年金の未加入期間のため保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され

ていた形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 平成元年8月
③ 平成2年9月
④ 平成4年1月及び同年2月
⑤ 平成5年4月
⑥ 平成5年12月から6年1月まで

私は、申立期間①については、納税貯蓄組合の組合員に税金と一緒に納付してきた。申立期間②から⑥については、夫婦で一緒に納付してきたにも関わらず、妻が納付済みになっているのに、私が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒にまとめて納付していたと主張しているところ、記録上、納付日が確認できる昭和40年4月から42年3月について、夫婦同日に納付していることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる上、申立人の特殊台帳においては、43年4月から同年6月の欄には、納付印とみられる押印が認められることから、行政側の記録管理に誤りがあった可能性も考えられ、申立人は、申立期間における国民年金保険料について納付していたものと考えても、特段不自然ではない。

また、申立期間については、12か月と短期間であり、その前後の期間の保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途

中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間②から⑥については、申立人は、申立人及びその妻共に口座振替を利用して納付したと主張しているが、夫婦同一の預金口座であったかについては記憶が曖昧^{あいまい}であり、かつ、預金通帳も現在は無く、他方、申立人が利用していたとする金融機関に照会したが、当時の記録は既に廃棄されていることから、納付状況は不明である。

また、5年間のうちに、5つの期間に渡って、同一の金融機関において口座振替の記録に誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、申立期間については、納税貯蓄組合の組合員に税金と一緒に納付してきた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒にまとめて納付していたと主張しているところ、記録上、納付日が確認できる昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月について、夫婦同日に納付していることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる上、申立人の夫の特殊台帳においては、43 年 4 月から同年 6 月の欄には、納付印とみられる押印が認められることから、行政側の記録管理に誤りがあった可能性も考えられ、申立人は、申立期間における国民年金保険料について納付していたものと考えても、特段不自然ではない。

また、申立期間については、12 か月と短期間であり、その前後の期間の保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月まで

会社を退職したので、自分で国民年金の加入手続を区役所で行い、年金手帳を受け取った。国民年金保険料については、当時、金融機関で納付をしたことを記憶している。昭和 49 年に他界した父親は、公務員であり、自分の給与は公金から出ているという意識が強く、口癖のように家族に対して公共料金等は納付書が来たらすぐに納めるようにと言っていたので、私自身が納付を怠ることなど考えられず、申立期間が未納となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を昭和 59 年 8 月に行っていることが、社会保険事務所の国民年金資格取得届から確認でき、申立期間は過年度納付となるが、申立人が記憶している国民年金保険料を納付したとする納付書の様式や納付方法が、当時の社会保険事務所の取扱いと一致していることから、申立人の主張は信憑^{びよう}性が高いと認められる。

また、申立人は、父親は公務員であり自分の給与は公金から出ているという意識が強く、口癖のように家族に対して公共料金等は納付書が来たらすぐに納めるようにと言っていたので、私自身が納付を怠ることなど考えられないと主張するところ、同居している申立人の母親は、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っており、任意加入している国民年金は保険料をすべて納付していることから、納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立人は、昭和 59 年分の源泉徴収票を所持しており、社会保険料欄に記載されている金額には、昭和 59 年 4 月から同年 10 月までの納付済

みとされている国民年金保険料のほか、申立期間のうち 59 年 1 月から同年 3 月までの保険料も含まれていると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から同年12月まで

私は、昭和39年から40年ごろ、毎年3月から12月までの期間は出稼ぎに行っていたので、兄が私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行っていた。兄は、村役場又は集金人に兄夫婦の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、国民年金保険料が納付済みとされている昭和39年7月から同年9月までの期間及び申立期間について、申立人の特殊台帳では時効消滅と記載されていることから、当初、未納とされていた同年7月から同年9月までの期間について、申立人が特例納付により国民年金保険料を納付したことが推認できることから、申立人が当該期間の保険料のみ納付し、納付済みの間の申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、昭和39年7月から同年9月までの期間については、申立人が特例納付により国民年金保険料を納付するほかないが、申立人の特殊台帳には、本来存在するはずの特例納付を行った旨の記載が無いことから、行政側の記録管理が適切に行われなかった可能性がある。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間及び厚生年金保険加入直前の1か月を除き国民年金保険料を納付しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続も複数回適切に行うなど、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私の母親は、私が結婚した昭和46年8月に国民年金の加入手続を行った。国民年金の管理はすべて妻が行っており、国民年金保険料の納付についても妻が行っていた。妻は、申立期間当時、金融機関又は市役所の窓口で保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その妻は申立期間の保険料が納付済みとされていることや、社会保険庁のオンライン記録によると、確認できる納付済みの期間のほとんどが、夫婦の保険料納付日が一致していることを考え併せれば、その妻が申立人の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は国民年金に加入後は、申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、納付意欲は高かったものと考えられる。

加えて、申立人の妻は、当初、申立期間の国民年金保険料が未納とされていたが、その妻が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿が納付済みとされていたことから、納付記録が未納から納付済みに訂正されるなど、行政

側の記録管理が適切に行われなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 53 年 3 月まで

私は、母親や友人から、国民年金は 30 歳で強制加入だと聞いていたため、30 歳を過ぎて市役所へ行き、自分で加入手続を行った。国民年金保険料は、通常、2 か月ごとに金融機関や市役所の窓口へ私が行き、夫婦二人分の保険料を一緒に納付書で納付したが、経済状況により、一人分ずつ納付したり、遅れて納付したこともあった。

夫は、30 歳を過ぎても国民年金に加入しておらず、保険料を納付していなかったため、手続については定かではないが、私が加入手続を行ったと思う。私は、30 歳の誕生日の月分から、保険料を納付しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30 歳を過ぎて市役所で国民年金の加入手続を行い、30 歳の誕生日の月分から国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が 31 歳であった昭和 53 年 3 月に払い出されており、その時点で、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立人は、遅れて納付したこともあったとしていることから、申立内容に特段不合理な点はみられない。

また、申立人が保険料を納付していたとするその夫については、申立期間の保険料が納付済みとされている。

さらに、申立期間後の申立人の保険料はすべて納付済みとされており、申立人は、昭和 57 年 4 月からは任意加入するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年8月まで
② 昭和60年8月から62年7月まで
③ 平成8年8月から同年11月まで

申立期間①については、母親や友人に国民年金制度を教えてもらい、社会保険事務所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は銀行で納付した。申立期間②については、勤務先が、厚生年金保険に加入させてくれなかったため、国民年金の資格を取得し、保険料を納付した。申立期間③については、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い保険料を納付した。

これらの申立期間について、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、4か月と短期間であり、その前後の期間において厚生年金保険から国民年金への切替手続が複数回適正に行われ、国民年金保険料が納付済みとなっており、途中の申立期間③が、切替手続と保険料納付を行わなかったとされているのは不自然である。

また、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の実際の保険料額とおおむね一致しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年4月に払

い出され、申立期間①及び②は、未加入期間とされており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年8月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、申立期間当時、夫から夫婦二人分をさかのぼって納付したという話を聞いた。

60歳の時、申立期間の国民年金保険料納付記録が欠落していることが分かったので、その旨夫に話をしたところ、「そんなはずはない。お前の分も一緒にさかのぼって納付しておいた。」と言われた。

申立期間について、夫の国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫が、自分の分と一緒にさかのぼって納付したと主張しているところ、社会保険庁のマイクロフィルムの記録により、その夫の同期間の保険料が、特例納付（6か月分）及び過年度納付により納付済みとなっていることが確認できることから、その夫が、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の保険料を、自分の分と一緒に特例納付及び過年度納付により納付していたとしても、特段不合理な点は認められない。

また、申立人の夫は、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険と国民年金との切替手続を適切に行っている上、平成9年度及び10年度の保険料を前納するなど、申立人の国民年金への関心と保険料の納付意欲は極めて高かったものと認められ

る。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 42 年に夫とともに国民年金に加入した。私と夫に国民年金の加入を勧めた人は、その後、国民年金保険料の集金もしてくれることになった。最初に保険料を集金されたのは昭和 42 年 7 月であるが、おそらくその時に、その人から、保険料は過去の分をまとめてさかのぼって納付することもできると聞き、私の申立期間の保険料と夫の 36 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料をその人にまとめてさかのぼって納付した記憶がある。金額は 1 万円と端数があった。まとめてさかのぼって納付できて良かったと夫婦で話した記憶があり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめてさかのぼって納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 1 月に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、その時点では、申立期間の一部の保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の数十番前の番号で、申立人と同一年月に同一市に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の国民年金保険料の納付状況について、時効を超える年月分の保険料が、特例納付によらずに収納されている可能性があり、申立人についても、申立期間のうち、時効を超える期間の保険料が同様に収納されていた可能性を否定できない。

さらに、申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致するとともに、保険料を納付した際に申立人夫婦が安堵感を覚えた

ことなどを鮮明に記憶しており、その主張には信憑^{びよう}性が認められる。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 42 年に妻とともに国民年金に加入した。加入手続や国民年金保険料の納付については妻に任せていた。私と妻に国民年金の加入を勧めた人は、その後、保険料の集金もしてくれることになった。最初に保険料を集金されたのは昭和 42 年 7 月であるが、おそらくその時に、その人から、保険料は過去の分をまとめてさかのぼって納付することもできると聞き、私の申立期間の保険料と、妻の 39 年 8 月から 42 年 3 月までの保険料をその人にまとめてさかのぼって納付した記憶がある。金額は 1 万円と端数があった。まとめてさかのぼって納付できて良かったと夫婦で話した記憶があり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料をまとめてさかのぼって納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 1 月に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、その時点では、申立期間の一部の保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の数十番前の番号で、申立人と同一年月に同一市に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の国民年金保険料の納付状況について、時効を超える年月分の保険料が、特例納付によらずに収納されている可能性があり、申立人についても、申立期間のうち、時効を超える期間の保険料が同様に収納されていた可能性を否定できない。

さらに、申立人の妻が納付したとする金額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致するとともに、保険料を納付した際に申立人夫婦が安堵感を覚

えたことなどを鮮明に記憶しており、その主張には信憑^{びよう}性が認められる。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から50年12月まで

私は、昭和48年4月に、先に国民年金に任意加入していた知人に国民年金への加入を勧められ、自分も将来国民年金を受給したいと思い、町役場で国民年金の任意加入手続をして国民年金保険料を納めていたのに、納付の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続についての申立内容は、申立人が当時住んでいた共同住宅の知人の証言により、知人が申立人に対して任意加入制度の有用性について説明し任意加入を勧めたことが確認できるとともに、その知人自身も申立期間当時、既に国民年金に任意加入していたことや、加入手続をしたとする町役場も存在し国民年金の加入手続及び保険料の収納を行っていたことが確認できたことなどを踏まえると、不自然さはなく、基本的に信用できるものと考えられる。

また、申立人は、国民年金に任意加入以降、国民年金保険料をすべて納付しており、多くの期間で付加保険料の納付や前納をし、60歳以降も任意加入し、その上、国民年金被保険者の種別変更手続も複数回適切に行っているなど、保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月まで

私が 20 歳になったころに、市役所から電話で国民年金の加入勧奨があったことから、母親が市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、納付書が送られて来たので、母親が金融機関で納付したのに未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 3 月に払い出されており、国民年金の資格を取得した同年 1 月から国民年金保険料の現年度納付が可能であるが、資格取得手続を行った直後から保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人が主張するとおり、申立期間当時、市役所では電話による加入勧奨を行っていたことが確認できる上、申立人が国民年金保険料を納付したとする金融機関において、申立期間当時、国民年金保険料の収納業務が行われていたことが確認でき、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の母親は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付した旨証言しており、一緒に納付したとする母親も、申立期間の国民年金保険料を納付済みであることから、申立内容には信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 43 年 3 月まで

私と私の妹はそれぞれ 20 歳の時は学生であったが、私の父親は、私達二人の将来を考え、市役所出張所で国民年金にそれぞれ 20 歳から加入させる手続を行い、国民年金保険料を納付していた。しかし、社会保険事務所の納付記録では、妹については、20 歳から国民年金に加入し申立期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私のみ 20 歳からの申立期間が未加入で納付記録が無いこととされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の将来を考え、市役所出張所で申立人を 20 歳から国民年金に加入させる手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金への加入動機は明確であるとともに、同出張所は既に廃止されているが、申立期間当時は実在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の妹は学生であった 20 歳から国民年金に加入し申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっていること、及び申立人の母親は国民年金制度創設当初から国民年金に任意加入し申立期間を含め保険料を完納していることから、申立期間当時、申立人のみが国民年金に未加入で保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の妹は、「申立期間当時、父親から、姉（申立人）と私が、将来、生活に困らないようにそれぞれ 20 歳になった時から国民年金に加入させて保険料を納付しているという話を聞いていた。」旨証言している。

加えて、申立人は、国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなって

いるとともに、任意加入するなど、国民年金に関する意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

①の期間について、申立人が勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和38年5月1日に、資格喪失日に係る記録を39年3月1日とし、標準報酬月額を38年5月については1万6,000円、同年6月の標準報酬月額を1万8,000円、同年7月から39年2月までの標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

②の期間について、申立人は、厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和39年10月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、A社及びB社の事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を、履行していないと認められる

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月1日から39年3月1日まで
② 昭和39年10月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社に勤務していたので、当該期間を被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、給与明細書により、申立人が昭和38年5月1日から39年3月1日までについて、申立人がA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、①の期間の標準報酬月額については、給与明細書から昭和38年5

月については1万6,000円、同年6月の標準報酬月額を1万8,000円、同年7月から39年2月までの標準報酬月額を2万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間は適用事業所としての記録が無いが、申立人及びA社の清算人の証言から、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、不明としているが、適用事業所でありながら、社会保険事務所に厚生年金保険適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の①の期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

②の期間について、申立人から提出されたB社の給与明細書により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、②の期間についての標準報酬月額については、給与明細書から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険被保険者名簿の健康保険証番号に欠番が見当たらず、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年10月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C保険部における資格喪失日に係る記録を昭和36年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年7月1日まで
昭和32年4月1日から平成5年10月15日までA社に勤務していたが、昭和36年4月1日から同年7月1日まで、A社B営業所に勤務していた3か月間の加入記録が抜けている。同じ会社の転勤なので空白期間があるのはおかしい。被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職歴証明書及び申立人から提出された労働者名簿から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和36年7月1日に同社B営業所から同社D事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年10月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としているが、職歴証明書には昭和36年4月1日に同社C営業部指導主任兼B営業所長に異動となった旨の記録があり、また、この異動日は、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事

業主が同年4月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和26年7月7日、資格喪失日は同年11月5日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和26年7月から同年10月までの標準報酬月額については6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から27年3月まで

社会保険庁の記録ではA社の厚生年金保険は未加入となっていた。申立期間については、大学の求人広告に出ていたB社C支店において、昭和26年4月から1年間アルバイトとして靴の配送業務を行っていた。ただし、雇用契約を締結したのは取引先のA社であった。A社から給与の支払いを受け、健康保険証を使用した覚えもあるので、申立期間について厚生年金の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金被保険者名簿を確認したところ、申立人と同姓同名、同生年月日で、資格取得日が昭和26年7月7日、資格喪失日が同年11月5日となっている基礎年金番号に統合されていない記録が確認された。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は申立人が昭和26年7月7日に厚生年金保険の資格を取得し、同年11月5日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の昭和26年7月から同年10月までの標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

一方、上記期間を除いた申立期間については、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できる関係資料が無い上、勤務実態についても同僚より証言を得ることができない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として上記期間を除いた申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①における資格取得日に係る記録を平成10年1月1日に、申立期間②における資格喪失日に係る記録を11年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、10年1月は15万円、11年1月は9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月1日から同年2月1日まで
② 平成11年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所で厚生年金加入期間の確認をしたところ、申立期間について加入した記録が無い旨の回答を受けた。保険料控除の事実が確認できる給料明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、平成10年度分の源泉徴収票及び給与明細書により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の保持する給与明細書の支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①については15万円、申立期間②については9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管していた健康保険厚生年金資格取得及び資格喪失確認通知書の写しにより、事業主が申立人について平成10年2月1日資格取得、11年1月31日資格喪失した旨の届出をしていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は申立人に係る10年1月分及び11年1月分の保険料について納入告知を行っておらず(社会保険事務

所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、A社B工場の事業主は、申立人が昭和45年1月5日に厚生年金保険の資格を取得し、47年9月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間①における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和45年1月から47年8月までの標準報酬月額については、45年1月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から同年11月までは2万6,000円、同年12月から46年9月までは2万8,000円、同年10月から47年8月までは3万円とすることが必要である。

また、申立期間②について、C社D工場の事業主は、申立人が昭和47年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、49年5月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和47年10月から49年4月までの標準報酬月額については、47年10月から48年9月までは3万6,000円、同年10月から49年4月までは3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月5日から47年9月21日まで
② 昭和47年10月1日から49年5月15日まで

社会保険庁の記録では、昭和45年1月5日から47年9月21日までの期間及び昭和47年10月1日から49年5月15日までの期間の記録が欠落している。私はA社B工場に45年1月5日入社し、同年12月から厚生年金基金に加入、47年9月20日に辞めるまでの厚生年金基金加入員証も所持している。

また、C社D工場の入社はA社B工場を退職した2、3日後であり、49年5月14日に退職した後失業給付も受けていたので、申立期間①及び②について厚生年金の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管するA社B工場の被保険者原票を確認したところ、資格取得日が昭和45年1月5日、資格喪失日が47年9月21日と記載された、基礎年金番号に統合されていない記録が確認された。

また、A社の提出した申立人に係る厚生年金基金加入員台帳から、申立人に係る厚生年金基金の加入記録は上記の記録と一致する。

これらを総合すると、上記の記録は申立人の記録であり、A社B工場の事業主は、申立人が昭和45年1月5日に厚生年金保険の資格を取得し、47年9月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和45年1月から47年8月までの標準報酬月額については、A社B工場の被保険者原票より、45年1月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から同年11月までは2万6,000円、同年12月から46年9月までは2万8,000円、同年10月から47年8月までは3万円とすることが必要である。

申立期間②については、C社D工場の保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書」及び社会保険事務所が保管するC社D工場の被保険者名簿から、C社D工場の事業主は、申立人が昭和47年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、49年5月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和47年10月から49年4月までの標準報酬月額については、C社D工場の被保険者名簿より、47年10月から48年9月までは3万6,000円、48年10月から49年4月までは3万9,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

A社（現在はB社 以下同じ）の事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得の届出を昭和43年9月1日に行い、46年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和43年9月から44年7月までの期間は3万円、44年8月から45年6月までの期間は4万2,000円、45年7月から46年6月までの期間は5万6,000円とすることが必要である。

また、申立期間のうち昭和43年7月から同年9月1日までの期間については、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年7月1日と訂正することが必要であり、同年7月及び8月の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、昭和43年7月から同年8月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月1日から46年7月1日まで

私は昭和36年4月にB社に入社して以来、平成17年9月30日に定年退職するまで、一貫して同社の関連会社で勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録においては、C社（B社の関連会社）からA社へ転勤した昭和43年7月に資格を喪失し、46年7月1日にC社において、再度資格を取得したことになっている。この期間は関連会社への異動であり勤務は継続しているので、この期間を厚生年金保険の被保険者期

間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年9月1日から46年7月1日までについて、調査の過程で申立人と同姓同名、同生年月日の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認された。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において昭和43年9月1日に被保険者資格を取得し、46年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和43年9月1日から46年7月1日までの標準報酬月額については、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票の記録から、43年9月から44年7月までは3万円、44年8月から45年6月までは4万2,000円、45年7月から46年6月までは5万6,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和43年7月1日から同年9月1日までの期間については、雇用保険の記録及びB社の社員台帳の記録から判断すると、申立人が申立に係る関連会社に継続して勤務し（43年7月1日にC社から関連会社であるA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていることが認められる。

また、昭和43年7月及び8月の標準報酬月額については、同年9月の社会保険事務所の記録から3万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和43年9月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間のうち同年7月1日から同年9月1日までの適用事業所としての記録が無い。しかし、申立人と同日に当該事業所に転勤となった者が6名存在することから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る昭和43年7月及び8月分の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間において適用事業所でありながら適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C工場における被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和35年6月21日）及び資格取得日（同年10月21日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間②については、申立人のA社C工場における資格喪失日を昭和38年4月1日に訂正し、38年3月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月21日から同年10月21日まで
② 昭和38年3月21日から同年4月1日まで

私は昭和31年6月1日にD研究所に入社し、同研究所は同年11月にA社と合併したが、以来一貫して同社に勤務していた。しかし、社会保険庁の記録によれば、35年6月21日から同年10月21日までの期間と、38年3月21日から同年4月1日までの期間の被保険者記録が欠落している。この間は継続して勤務しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、人事記録及び雇用保険の記録により、申立人は病気

休職中であったが、A社C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、同社の人事部長は、「休職期間中の給与は無給で、傷病手当金を受け取る手続きを行い、その中から諸控除を差し引く処理をする。また、傷病手当金の手続きから支給まで2か月ほどかかるため、その期間は会社が仮払金として立て替えて支給し、同様に諸控除を差し引く処理を行っている。申立人の場合も同様の処理が行われ、厚生年金保険の保険料も控除されていたものと思われる」と証言していることから、事業主により申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の記録及びB社の給与記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年6月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年4月1日に同社C工場から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年2月の社会保険事務所の記録及びA社の給与記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間に係る保険料を納付する義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、当該義務の履行については明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から57年6月まで
私は、昭和53年4月ごろ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月ごろ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年2月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、その時点で、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続を行った際の状況や保険料の納付状況についての記憶が曖昧で、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月

私は、平成2年8月に転職のため会社を退職し、その後すぐに、国民年金への加入を勧める通知が届いたので、区役所に行き、国民年金の加入手続をするとともに、その場で1か月分の国民年金保険料を納付した。その際、区役所職員と保険料について押し問答をし、納得がいかないまま国民年金保険料の納付をしたことを明確に覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、平成2年8月に区役所で国民年金の加入手続をし、その場で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間は、11年に記録訂正され追加された記録であることが確認でき、申立期間当時に国民年金の加入手続が行われたとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、基礎年金番号のみであるが、このことは年金手帳記号番号が統合された平成9年1月以降に厚生年金保険の記号番号が国民年金手帳記号番号にもなっていることを示し、申立期間当時の国民年金手帳記号番号ではない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでの収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から46年11月まで

申立期間については、結婚後の昭和41年4月又は同年5月ごろ国民年金加入手続を区役所で行い、その時、同年2月分からの国民年金保険料を納付した。その後、郵便局に置いてある納付書で毎月納付していた。

昭和45年5月ごろに義母に国民年金の加入を勧めた記憶もあり、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月に払い出されていることが確認でき、申立人は任意加入であったため、申立期間は国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、区役所で加入手続をした際に、それまでの保険料をその場で納付し、その後は郵便局に置いてある納付書で毎月納付したと主張しているが、申立人が区役所で納付したとする昭和41年2月及び同年3月分の保険料は過年度となるため、区役所での納付はできない上、申立期間当時は3か月ごとの納付であり、保険料の納付書は郵便局には置かれていなかったことから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 44 年 3 月まで

私は、20 歳になった時、勤務先の店主の配偶者から国民年金に入るように勧められて、加入手続の書類を記入した記憶がある。国民年金保険料については、店主が給料から控除して納付してくれていたはずであり、私は、勤務先を退社して独立開業をしてからは、集金人に保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の勤務先の店主夫婦が申立人の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、店主夫婦は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び申立人が独立開業をする前の保険料の納付に直接関与していないため、当時の具体的な加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が勤務先を退社した後に同店に就職した義兄や義弟も、申立人と同様に国民年金保険料が未納となっていることが確認でき、申立人がその勤務先において申立人の保険料を給料から控除して納付が行われていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立人が独立開業をして店主となってからは、申立人自身が集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳の交付についての記憶が無く、集金人に保険料を納付した際の状況についても、具体的な証言が得られない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 10 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた

ことをうかがわせる形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年9月から44年3月まで

私は、学校を卒業後に実家で働いていたところ、20歳になった時に母親から国民年金に加入するように言われて、父親が加入手続をしたはずである。国民年金保険料については、父親が私の給料から控除して納付してくれていたはずである。昭和42年8月に結婚してからは、夫が集金人に保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、両親が申立人の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、両親は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、当時の具体的な加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が結婚後に、申立人の実家に勤務していた兄や義弟も、申立人と同様に国民年金保険料が未納となっていることが確認でき、申立人がその実家において申立人の保険料を給料から控除して納付が行われていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立人が結婚してからは、申立人の夫が集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の夫は国民年金手帳の交付についての記憶が無く、集金人に保険料を納付した際の状況についても、具体的な証言が得られない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年10月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた

ことをうかがわせる形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から62年12月まで

私は、昭和58年4月に就職したことをきっかけに、区役所において自分で国民年金の加入手続を行った。さかのぼって保険料をまとめて納付した記憶は無く、毎月、預金口座からの引き落とし、又は銀行の窓口で保険料を納めてきた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料は毎月口座引き落とし又は銀行窓口で納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年1月に払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、昭和63年1月から平成元年3月までの期間は、国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付に関して記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める事はできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から46年3月まで

昭和46年ごろ、結婚の事務と同じ時期に市役所からハガキが送られてきた。ハガキには40年から46年までの期間の国民年金の保険料額及び保険料の納付を促す旨の文章が記載されていたので、夫が市役所の窓口に出向き、私の国民年金加入手続を行い、十数万円の保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、昭和46年ごろに申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳番号が46年6月に払い出されていることや、申立人が述べる保険料の納付時期を考え併せれば、その夫は、45年7月から47年6月までの期間において実施された第1回特例納付により保険料を納付するほかないが、申立期間のうち45年7月から46年3月までの期間は特例納付できない期間である上、申立人は過年度納付した記憶は無いと主張しており、また、申立人が証言する申立期間の保険料額と実際の保険料額は大きく乖離^{かいり}していることから、申立内容と合致しない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで

私は、勤務先の会社を退職後、時期ははっきり憶えていないが、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、国民年金保険料の納付については、妻に任せており、妻が勤務先の会社の近くの金融機関で保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、毎月、金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 10 月ごろに払い出されていることから、申立期間の保険料は過年度納付によるほかないが、申立人の妻は、さかのぼって保険料を納付したことや、納付書が社会保険事務所から送付されてきた記憶は無いと証言していることから、申立内容と合致しない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 11 月までの期間及び 58 年 1 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月まで

昭和 59 年に市役所から、「任意加入者の資格喪失について」の通知が郵送されてきたが、その通知には国民年金保険料の未納期間があることや、58 年 7 月に資格が喪失される旨の記載があった。そのため、私は、昭和 60 年又は 61 年ごろ、市役所の出張所で 2 か月ごとに保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年又は 61 年ごろ、さかのぼって申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が、仮に、納付したとする時期の当初である 60 年 1 月に保険料を納付した場合でも、申立期間①の大半は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間②について、夫婦別々に国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人及び申立人の夫の納付記録によると、その夫が厚生年金保険の資格を喪失した後は、夫婦ともに申立期間②直前の昭和 57 年 12 月及び申立期間②直後から申立人が共済組合に加入するまでの 61 年 4 月から 62 年 8 月までの期間の保険料が納付済みで、その間に挟まれた申立期間②の保険料が未納とされていることから、申立期間②の前後を通じて、夫婦一緒に保険料を納付していたと推認することができ、申立期間②についても、申立人のみが保険料を納付していたとは推認することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 47 年 4 月までの期間、48 年 1 月から同年 11 月までの期間及び 50 年 2 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 47 年 4 月まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 11 月まで
③ 昭和 50 年 2 月から 51 年 3 月まで

昭和 43 年の 20 歳の時に、店に来た集金人に国民年金の加入手続をしてもらった。その後、申立期間の国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年の 20 歳の時に、集金人に国民年金の加入手続をしてもらい、その後、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 51 年 5 月に払い出されており、申立期間①、②及び③の一部については未加入期間であり、保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況についての記憶が曖昧であり、当初は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親及び姉が納付していたと主張していたが、その後は申立人自身で納付したとするなど、申立内容が変遷しており、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明確である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 56 年 3 月まで
大学生在学中に母親が私の国民年金の加入手続と保険料の納付を行ったはずである。その時の年金手帳は持っていないが母親が保険料を納付していた大学在学中の期間が未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親からも申立期間当時の状況を確認することができないことから国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間当時に居住していた区においても、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡が見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 47 年 9 月まで

私は、申立期間当時、集金人に国民年金保険料を納付していた。国民年金に任意加入後は、ずっと保険料を納付し続けており、途中で脱退したとは考え難く、申立期間が未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料を納付していたとする申立人は高齢のため証言が得られないとともに、申立期間当時、申立人と同居していたその夫も既に亡くなっていることから、保険料の納付状況が不明確であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、国民年金の資格喪失日が昭和 44 年 1 月 31 日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の前後を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から59年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から59年10月まで

私は、昭和55年1月に勤務先の会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行った。その2か月又は3か月後に、自宅に納付書が届いたので、未納とされていた国民年金保険料を一括して納付した。その後、毎月、農協の支所で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年1月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは59年12月ごろとなっていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、被保険者になった日が昭和59年11月28日と記載されている上、社会保険庁のオンライン記録でも、申立人の国民年金の被保険者資格取得日が同日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から43年1月までの期間、48年9月から50年4月までの期間及び59年9月から61年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年7月から43年1月まで
② 昭和48年9月から50年4月まで
③ 昭和59年9月から61年6月まで

国民年金加入手続については、いつどこで誰がしたのか覚えていないが、申立期間の保険料は、結婚前は市役所の窓口ではなく、納付書で納付したと思うが、よく覚えていない。結婚してからは夫の分と一緒に、郵便局か金融機関で、納付書に現金を添えて納付した。確定申告も、夫が経営していた会社で税理士に依頼し、保険料の領収書等も渡しており、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、結婚前については、市役所の窓口ではなく、納付書で納付していたと主張しているところ、申立期間①について、当時、申立人が居住していた市において申立人の国民年金被保険者票が存在しているが、申立人自身は、国民年金加入手続をした記憶は無いとしており、国民年金の加入状況が不明である上、国民年金保険料の納付方式は、当時は印紙検認方式がとられており、納付書で納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

また、申立期間②について、申立人は、この期間は、事実上の婚姻期間に当たり、夫の国民年金保険料とともに納付していたと主張しているが、その期間中に2度転居をしており、移転の都度、国民年金の住所変更手続等をした記憶はなく、保険料の納付についても、一緒に納付していたとする申立人の夫の保険料は未納となっており、ほかに保険料が納付されていたこと及び

別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②及び③について、申立人の国民年金被保険者資格期間は、記録上、昭和 63 年 10 月 5 日に追加されており、これは同年 10 月の国民年金手帳記号番号の払い出しを契機にさかのぼって行われたものと考えられ、国民年金手帳記号番号が払い出されるまでの間は、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできず、その時点では、申立期間②及び③の保険料は時効により、納付ができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が依頼していたとする税理士に確認したところ、申立期間に係る取引は無いとのことであった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から平成元年 4 月まで

私は、自分では国民年金の加入手続も、国民年金保険料の納付も行っていないが、申立期間当時、私は、父親の経営する自宅兼用店舗で働いており、父親又は母親が、店に勤めていた従業員に指示して、私達夫婦二人分の保険料を納付させていたはずである。当時、私達夫婦と同店で働いていた私の弟には国民年金保険料の未納期間が無いと聞いており、私達夫婦の申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親又は母親が、父親の経営していた店の従業員に指示して、申立人夫婦二人分の国民年金保険料を納付させていたはずであると主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、両親は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が、申立期間当時、その店で勤務していたと主張する従業員は、自分は申立人夫婦の国民年金保険料の納付に関与していなかったと証言している。

さらに、申立人は、申立期間当時、同店に勤務し同居していた弟の国民年金保険料が納付済みとなっていることを主張の根拠としているが、その弟は、申立期間以前に、同店を退職し、自宅兼用店舗から転居していることが確認でき、申立期間当時、申立人夫婦及びその両親以外に家族は同居しておらず、ほかに申立人の主張を裏付ける根拠が見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1397

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から平成元年 4 月まで

私は、婚姻前は自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行っていたが、婚姻後は、義父又は義母が、申立期間当時、義父の経営する自宅兼店舗に勤めていた従業員に指示して、私達夫婦二人分の国民年金保険料を納付させていたはずである。私達夫婦と同店で働いていた義弟には国民年金保険料の未納期間が無いと聞いており、私達夫婦の申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その義父又は義母が、義父の経営していた店の従業員に指示して、申立人夫婦二人分の国民年金保険料を納付させていたはずであると主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、夫の両親は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が、申立期間当時、その店で勤務していたと主張する従業員は、自分は申立人夫婦の国民年金保険料の納付に関与していなかったと証言している。

さらに、申立人は、申立期間当時、同店に勤務し同居していた義弟の国民年金保険料が納付済みとなっていることを主張の根拠としているが、その義弟は、申立期間以前に、同店を退職し、自宅兼用店舗から転居していることが確認できるため、申立期間当時、申立人夫婦及び夫の両親以外に家族は同居しておらず、ほかに申立人の主張を裏付ける根拠が見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで
私の妻は、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻が集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、社会保険事務所から申立人に対して、申立期間の保険料が未納とされている旨が記載された通知及び過年度保険料の納付書が送付していたことが確認できる上、申立人が居住していた市では、集金人に過年度保険料を納付できなかったことが確認できることから、申立内容と合致しない。

また、申立人は、申立期間について、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと述べているが、その妻も、申立期間の保険料が未納とされている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から7年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から7年4月まで

私の妻は、平成7年5月ごろ、市役所の出張所で私の分の国民年金の加入手続を行った。その後、妻は郵便局でさかのぼって納付することが可能な申立期間の国民年金保険料を納付書により納付した。私は、私の妻が保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年5月ごろ、申立人の妻が市役所の出張所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は、申立人が居住する市で平成9年1月以降に発行されたとする青色の国民年金手帳以外の国民年金手帳は所持した記憶が無いと証言している上、社会保険庁のオンライン記録においても、申立人の国民年金手帳の交付年月日が同年4月となっていることから、申立内容と合致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成9年4月に払い出されていることから、その時点で、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払い出し時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1400

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 40 年 6 月集金人に勧められ元妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していた。転居した昭和 43 年 6 月頃、集金人から、特例納付をすれば、他の人達と同額の年金が受給できるとアドバイスを受け、36 年 4 月までさかのぼって特例納付した。特例納付をした時期、保険料額及び納付方法は定かでないが元妻が全額集金人に納付していたはずであり、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居した昭和 43 年 6 月に特例納付をしたと主張しているが、当時は特例納付の実施期間内ではなく、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人は特例納付について、申立人の元妻が集金人に保険料を全額納付したと主張しているが、制度上、集金人が特例納付保険料の収納を取り扱うことはできず、申立内容と相違している。

さらに、申立人は特例納付した保険料額及び納付方法について直接関与しておらず、納付状況は不明である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1401

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 62 年 3 月まで

私は昭和 59 年 12 月に日本に帰化してから、日本の年金制度はよく理解していなかったため、60 年 1 月に結婚した元夫が私の国民年金加入手続や保険料の納付をしてくれた

当時は元夫と私の二人分の国民年金保険料を、元夫が銀行か信用金庫で納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の元夫が納付していたと主張しており、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、具体的な加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行った申立人の元夫に事情を聴取したところ、申立期間当時の保険料の納付に関して具体的な記憶は無く、納付状況等は確認できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 62 年 7 月であることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、過年度納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1402

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年10月まで

私は、昭和32年か33年ごろに当時の居住地で国民年金に加入し、手帳の交付を受けた。その後は転居するたびに国民年金の継続手続きを行い、滞納することなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金法は昭和34年4月に成立し、国民年金加入手続の開始は35年10月、国民年金保険料の納付開始は36年4月からであり、それ以前は国民年金の被保険者にはなり得ない期間であることから、32年か33年ごろに国民年金に加入し、手帳の交付を受けたとする申立内容には不合理な点が認められる。

また、申立人は、昭和47年11月8日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得しており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間中に転居を5回しているが、その都度国民年金の手続を行い保険料も納付してきたとしているにも関わらず、いずれの市区においても保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 44 年 4 月、音楽教室の講師になった際、会社から国民健康保険と国民年金に加入するように言われ、市役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は市役所で納付していたような気がするが、はっきり覚えていない。

結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を納付していたが、海外に行っていた昭和 49 年から 54 年までの約 6 年間の保険料については、私の母親に夫婦二人分の保険料の納付を頼んでおり、母親が納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 4 月に夫婦連番で払い出されており、この時点では、申立期間の大半が時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、婚姻前（昭和 46 年 10 月結婚）の申立期間について、申立人は市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の記憶は曖昧で、具体的な保険料の納付状況が不明であり、婚姻後の申立期間については、海外在住期間を除き、主に申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、その夫についても申立人と同様に婚姻後の申立期間が未納となっている。

さらに、申立人から提出されたパスポートにより、昭和 49 年 5 月 2 日から 51 年 1 月 28 日までの期間、同年 3 月 21 日から 53 年 6 月 16 日までの期間及び同年 8 月 2 日から 54 年 11 月 28 日までの期間は、海外に出国しており、日本に住所を有しなくなったことが認められ、国民年金の被保険者とな

り得る期間ではないことが明らかである上、申立人自身は海外在住期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親も既に亡くなっていることから、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1404

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 55 年 3 月まで

結婚した昭和 46 年に国民年金に加入した。加入手続は妻が行い、主に妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。

昭和 48 年 4 月から私立学校の専任講師になり、共済年金に加入したがその間も国民年金保険料を納付していた。

海外に行っていた昭和 49 年から 54 年までの約 6 年間の保険料については、妻の母親に夫婦二人分の保険料の納付を頼んでおり、妻の母親が納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 4 月に夫婦連番で払い出されており、この時点では、申立期間の大半が時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立期間の保険料については、海外在住期間を除き、主に申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その妻についても申立人と同様に婚姻後の申立期間の保険料は未納となっており、昭和 48 年 4 月から 49 年 1 月までの期間は申立人から提出された年金加入期間確認通知書により、共済年金加入期間であることが認められ、国民年金の被保険者となり得る期間ではない。

さらに、申立人から提出されたパスポートにより、昭和 49 年 2 月 7 日から 50 年 11 月 30 日までの期間、51 年 3 月 21 日から 53 年 6 月 16 日までの期間及び同年 8 月 2 日から 54 年 11 月 28 日までの期間は、海外に出国しており、日本に住所を有しなくなったことが認められ、国民年金の被保険者とな

り得る期間ではないことが明らかである上、申立人自身は海外在住期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の妻の母親も既に亡くなっていることから、保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1405

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年8月まで
私がパン工場に勤務していた時に、雇い主から「給料から引いて払っておきます。」と言われていたので、雇い主が国民年金に加入し、保険料も納付していたはずであり、申立期間が未加入となっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に勤めていた会社の雇い主が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立人の給料から天引きして納付していたと思うとしているところ、申立期間当時の勤務先は40年以上前に区画整理に伴い営業を廃止し、雇い主は他界しており、その相続人も不明で証言は得られず、また、申立期間当時の申立人の同僚で氏名の判明している者は他界し、他の同僚の行方は不明でその証言を得ることはできず、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年12月に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳でも資格取得年月日は同年11月3日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から44年3月まで

私が20歳になった時、私の両親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付したはずである。当時、私の姉から「国民年金は、自分の時は強制加入ではなかったが、あなたの時は強制加入になったから、保険料を納付してもらっていいね。」と言われたことを憶えている。

また、年金手帳を統合するまで私が持っていた黄土色の手帳には、表紙に国民年金手帳と書いてあり、10円玉程度の黒色もしくは紺色のスタンプを押してあったことをはっきりと憶えている。当時、父親の行っていた事業は順調であったし、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、両親が集金人に保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年10月に払い出されており、その時点では、申立期間のうち、41年12月から42年6月までの期間については、時効により保険料を納付できず、同年7月から44年3月までの期間の保険料は、過年度納付によることとなるが、集金人に過年度保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の両親も既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金制度が発足した頃、夫とともに国民年金に加入して、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきた。これまで何度も転居してきたが、その都度、住所変更手続は遅滞なく行っており、そのために納付書が来なくなり、保険料を納付できなくなることは考えられず、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、住所変更手続を遅滞なく行っていることから、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は住所変更手続の記憶はあるものの、申立期間①及び②について、具体的な保険料の納付時期及び納付方法等に関する記憶が無く、保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人は、申立期間①及び②について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の夫は、申立期間①及び②の保険料が厚生年金保険の加入期間を除き、すべて未納とされており、申立内容と合致しない。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1408

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 38 年 3 月まで

父親が戦死しているため、国民年金制度が発足した当時、私は伯父夫婦に引き取られ生活していた。自営業だった伯父は、厚生年金保険制度に入れなかった自分にも年金制度ができたことを喜び、私にも国民年金に入る必要があると言っていた。私が 20 歳になったころ、伯父が、集金人に私の国民年金の加入手続をして、毎月、伯父、伯母及び私の保険料を 300 円ずつ納付していたはずなので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、しかも、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその伯父も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 10 月に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳でも資格取得時期は同年 1 月となっていることから、申立期間は未加入期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その伯父が保険料を毎月集金人に納付していたと主張しているところ、申立期間当時は 3 か月ごとに集金人が保険料を集金していたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 48 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 48 年 1 月まで

昭和 43 年 9 月に会社をやめ、自営業を開始したので、同年 10 月に市役所で国民健康保険とともに国民年金の加入手続を行った。その後、毎月、会社の近所の信用金庫で国民年金保険料の納付を行ったはずであり、申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 10 月に国民健康保険とともに国民年金へ加入したとしているところ、社会保険事務所における国民年金手帳記号番号払出簿の調査結果では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、オンライン氏名検索においても、申立人が国民年金に加入していた形跡はうかがえない。

また、申立人は、会社の近所の信用金庫で毎月、国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、納付書による金融機関等での保険料の収納が開始されたのは昭和 47 年度からであり、それまでの現年度保険料は収入印紙検認による収納で、市役所の窓口か集金人による収納しか行っていなかったことが確認できる。

さらに、申立人の妻の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっているが、申立人は、申立期間当時、申立人とその妻は別々に保険料を納付していたとしており、また、その妻からの証言も得られず、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1410

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 7 月ごろ、夫の国民年金保険料を集金していた集金人から、国民年金に加入したほうがいいと勧められ、その集金人に依頼して国民年金の加入手続を行った。その後、私は、集金人に夫婦二人分の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間について、夫が納付済みで、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 7 月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 55 年 2 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、集金人に国民年金保険料を納付したと述べているが、申立期間のうち昭和 53 年 1 月から 54 年 3 月までの期間については、過年度納付によるほかないが、申立期間当時、申立人が居住する市では、集金人に過年度保険料を納付できなかったことが確認できる上、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額と相違している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1411

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 60 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、妻が、妻と自分の分の二人分の保険料を合せて納付したと聞いている。申立期間の妻の保険料はすべて納付済みであり、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が申立人の分と併せて二人分の保険料を納付していたと思うと主張しているところ、その妻からは、「自分の保険料は納付書によって納めていた。申立期間中、夫の納付書も送付されていれば夫の保険料も納付したと思うが、夫の納付書も送付されていたかについての記憶はない」との証言が得られており、国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、厚生年金保険加入のため昭和 48 年 12 月に国民年金被保険者資格を喪失しており、その後、60 年 7 月に国民年金の再加入の届出が行われ 49 年 6 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を再取得していることが確認できることから、国民年金の再加入の届出がされるまでは申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできず、申立期間当時、申立人の妻が自分の分と合せて申立人の保険料を納付書によって納付したとする申立内容と相違している。

さらに、申立人は、申立期間に係る申立人の妻の保険料はすべて納付されていると主張するところ、同期間には一部未納期間が含まれている。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月1日から31年9月1日まで
社会保険事務所で厚生年金の加入記録を確認したところ、申立期間に勤めていたA社での厚生年金保険の加入記録がなかった。

何度か社会保険事務所に足を運び調べてもらったところ、申立期間の厚生年金保険は脱退手当金として支給済みとなっているとの回答をもらった。

当時、結婚のためB市に引っ越してきた時期でもあり、社会保険事務所に行ったことも無く、脱退手当金をもらった記憶も無い。

脱退手当金をとして受給済みとなっていることに納得いかないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等が記載されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間当時に当該事業所に勤務していた複数の元従業員について聴取りを行ったものの、当該事業所における脱退手当金の取扱い等についての供述を得ることができなかった。

さらに、申立人から受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 11 日から 48 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所から厚生年金保険の加入記録の回答をもらったところ、
申立期間の加入記録が無かった。

しかし、昭和 42 年 6 月 10 日から 53 年 11 月 1 日まで、継続して A 社というクリーニング工場に勤めており、厚生年金保険料も給料明細から控除されていたことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録、並びに元従業員の証言から勤務実態については推認できる。

しかし、当該事業所は既に無く事業主の所在も不明で、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを確認できる関係資料はない。

一方、元従業員の証言、並びに元従業員の勤務実態と厚生年金保険加入記録から、事業主は必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

なお、当該事業所は昭和 46 年 9 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元同僚は国民年金に加入している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 39 年 7 月 5 日まで
年金相談センターに行ったところ、申立期間の脱退手当金が昭和 37 年 7 月 29 日に支給済みである旨の資料を手渡されました。しかし、私は、A社を退職する際、会社の年金担当者から「厚生年金は国からの指導で、退職時に解約せずに据え置いた方が得である」とアドバイスを受けたので脱退手当金を受け取っていません。

最近のマスコミ等で、国の年金処理の不備を追求する中、私もその中に必ず含まれていると信じています。私は脱退手当金を受領していないのは明白です。調査して一刻も早く年金として返還してください。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、支給額の計算にも誤りは無い。

さらに、支給決定は資格喪失から約 1 か月後であり一連の事務処理に不自然さはないと見えず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から同年11月5日まで
② 昭和31年2月から32年6月まで
③ 昭和33年10月18日から34年2月まで

私は、A社に昭和23年4月に入社したが厚生年金保険の資格取得日は同年11月5日になっていた。また、B社では、勤務した31年2月から32年6月までの全期間が抜け落ちていた。さらに、D社については、34年2月まで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、33年10月18日喪失となっていた。いずれも実情と異なり、保険料も控除されていたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。しかし、同時期に入社した複数の同僚もA社に入社後、数か月経ってから資格取得をしている状況がみられ、A社では、入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていた取扱いがうかがわれる。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年2月1日であり、申立期間のうち、同日前の期間については、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。また、同僚に聴取を行ったものの、申立内容を確認できる供述等を得ることができなかった。

申立期間③について、複数の同僚に聴取を行ったものの、申立人がD社を

退職した日が確認できる供述等を得ることができなかった。申立期間に係る保険料控除については、控除の事実を裏付ける関連資料や同僚の証言がないことから不明である。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月から 41 年 9 月まで
② 昭和 41 年 10 月から 42 年 9 月まで

私は、昭和 40 年 10 月から 41 年 9 月まで、A社に一年間のアルバイトとして勤務していたが、社会保険事務所の回答では、当該期間は、厚生年金保険に加入していないとのことであった。

また、私は、昭和 41 年 10 月から 42 年 9 月まで、A社の関連会社のB社に一年間のアルバイトとして勤務していたが、社会保険事務所の回答では、当該期間は、厚生年金保険に加入していないとのことであった。保険料控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について申立人は、A社及びB社（勤務はA社）に入社に至った当時の状況や職場の同僚等を記憶していること及び同僚の証言により、申立人がA社及びB社に勤務していたことは推認できる。

一方、A社で申立人と共に1年契約のアルバイトとして勤務していた同僚は、自身を含め、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していなかったと証言しており、同僚自身は年金を受給していない。

また、当該事業所には1年契約のアルバイトが多数勤務していたとの同僚からの証言があるところ、申立期間について、社会保険事務所が保管するA社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には短期間の被保険者はほ

とんどおらず、また、同名簿には申立人の氏名の記載は無く、健康保険番号の欠番も無い。

さらに、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、A社及びB社においても、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないことから、申立人の厚生年金保険適用の状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、①及び②に係る雇用保険の被保険者記録も確認できず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 39 年 2 月 20 日まで
社会保険庁の記録では、脱退手当金が 2 社通算して支給されたこととなっている。申立期間以前に勤務していた昭和 32 年 7 月 1 日から 37 年 10 月 1 日までの A 社の期間は脱退手当金を受け取った覚えがあるが、申立期間である B 社の期間については、受け取った覚えが無いので、再度、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社で勤務した期間の脱退手当金を申立期間前に受給したと主張しているが、申立期間前に脱退手当金の支給記録は無く、申立期間前の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と申立期間の被保険者資格取得日は同日であり、この間に脱退手当金が支給されたとは考え難いほか、申立期間前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間に係る B 社の被保険者名簿には、脱退手当金を支給した旨が記載されている上、オンライン記録上では申立期間後に A 社の期間と B 社の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている A 社の期間と B 社の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 4 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不

自然さうかがえず、ほかに申立人に対する、脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 46 年 8 月 17 日まで
平成 19 年 11 月、社会保険事務所からの期間調査結果を見て、初めて脱退手当金という制度を知りました。会社を退職したのは会社と対立して辞めざるを得ない状況になり、飛び出すようにAの実家に帰りました。そのため会社ではなにも手続きはせず、最後の給料も受取りませんでした。半年ほど経ってから会社に挨拶に行きましたが、その時も事業主からは給料のこと、脱退手当金のことについて説明を受けませんでした。申立期間について、脱退手当金を受け取っていないので、厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、支給額の計算にも誤りは無い。

さらに、支給決定は資格喪失から約3か月後であり一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月15日から35年6月ごろまで
② 昭和59年11月30日から61年5月1日まで
③ 昭和63年3月31日から同年6月1日まで

社会保険庁の記録では、A社で勤務していた期間のうち、昭和32年9月15日から35年6月ごろまでの厚生年金被保険者記録が欠落している。私の記憶では、35年春くらいまでは在籍していたと思う。

また、B社については、昭和46年7月1日から平成3年3月31日までの被保険者期間のうち、昭和59年11月30日から61年5月1日まで及び63年3月31日から同年6月1日までの被保険者期間が欠落している。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間①にA社に在籍し、連絡のとれた元社員の4人中3人は、申立人のことを記憶している。しかし、昭和30年10月に入社した社員は申立人の在籍期間は覚えてなく、32年6月に入社した他の1人は、「申立人は、自分が入社して半年か1年もしないうちに退職した」と証言している。また、33年6月に入社した社員は、「申立人の名前は他の社員から聞いて知ってはいたが、自分が入社した時には既に在籍していなかった」と証言している。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保持しておらず、A社は平成10年10月23日に解散しているため、当時の関係資料（人事記

録、貸金台帳、源泉徴収簿等)は保存されておらず、申立人の厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当時の事業主は既に他界しているため、申立てに係る証言は得られない。

申立期間②及び③について、申立てに係るB社は、②の期間の前後の期間及び③の期間は厚生年金保険の適用業所であるが、②の期間については適用事業所となっていない。

また、申立人は、B社の事業主であったところ、元社員から、「当時B社から、経営悪化に伴い厚生年金保険料の支払いが困難となったため、被保険者の資格を喪失する旨の説明を受けた」との供述がある上、別の元社員から②の期間について、「将来年金を受ける時のことを心配し、当該期間は厚生年金保険の任意継続被保険者となった」、③の期間については、「会社から被保険者資格を喪失することを聞いていたため、国民年金に加入した」との供述もあり、社会保険庁の記録においても、その供述とおおりの記録であることが確認できることから、申立期間②及び③の当時、B社では、社員に対して、厚生年金保険の資格を喪失させる旨の説明をした上で、②の期間については、厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の手続きを行ったことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 1 日から同年 9 月ごろまで
(A社)
② 昭和 36 年 8 月 20 日から 37 年 11 月ごろまで
(B社)
③ 昭和 41 年 3 月ごろから同年 10 月ごろまで
(C社)
④ 昭和 41 年 11 月ごろから 43 年 2 月ごろまで
(D社及びE社)
⑤ 昭和 47 年 7 月ごろから 49 年 8 月ごろまで
(F社)

社会保険庁の記録では、A社及びB社に係る申立期間①及び②の被保険者期間が少なく不審に思う。申立期間③のC社の同期で働いていた人に被保険者記録があるのに私の記録がないのはおかしい。申立期間④のD社及び申立期間⑤のF社にも記録が見当たらず、申立期間④のE社は該当事業所が見当たらないとの回答には納得ができないため、調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

①及び②の期間について、申立人はA社及びB社の同僚等の氏名を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることはできず、在籍を証明することができない。

また、A社及びB社は当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保存期間の経過のため廃棄しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除については確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和34年2月1日に被保険者資格を喪失し、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、36年8月20日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

③の期間について、申立人は当時の上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立てに係る証言を得ることはできず、在籍を証明することができない。

また、商業登記簿謄本によるC社の記録は見当たらず、事業主を確認できないため、申立てに係る証言を得ることはできない。

さらに、③の期間に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号の欠番も無い。

④の期間について、申立人はD社及びE社の当時の上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立てに係る証言を得ることはできず、在籍を証明することができない。

また、商業登記簿謄本によるD社及びE社の記録は見当たらず、事業主を確認できないため、申立てに係る証言を得ることはできない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立てに係るD社及びE社は申立期間の当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

⑤の期間について、申立人は、申立人が行う管理人業務に係る担当者の氏名、前任者及び後任者を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることはできず、在籍を証明することができない。

また、F社と合併したG社は当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保存期間の経過のため廃棄しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除については確認できない。

さらに、⑤の期間に係るF社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立期間すべてに係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認することはできず、申立人の申立期間に係る記憶も曖昧で、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 1 日から同年 11 月 20 日まで
② 昭和 32 年 1 月 17 日から 34 年 10 月 1 日まで
③ 平成 13 年 6 月 26 日から 14 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①については、A社に勤務していたにもかかわらず、加入記録が無い旨の回答をもらい、申立期間②については、B社の資格喪失日は昭和32年1月17日となっているが、実際に同社を退職したのは34年9月30日である。また、申立期間③については、C社に平成8年4月1日から18年4月1日まで継続勤務していたにもかかわらず、申立期間③の記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が申立期間において厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、同社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことから、申立人が、当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、「申立人より数か月先にA社に在籍し、申立人と同時期に（系列

会社の) B社へ異動した」旨証言した2名の同僚も、同社の厚生年金保険の加入記録は無い。

申立期間②については、申立人が申立期間において厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が当時の同僚として挙げた3名に確認したところ、「申立人の在籍を記憶しているものの、具体的な勤務時期についての記憶は無い」旨証言している。

さらに、同社は、平成元年に厚生年金保険の全喪手続がとられ、現存しないため、申立人の勤務状況等を確認できる関連資料は無い。

加えて、元事業主の連絡先は不明で、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

申立期間③については、当時の厚生年金保険法に基づき65歳以上の者は厚生年金保険の被保険者となり得ないことから、C社に係る被保険者となることができない。そして、厚生年金保険法の改正により、平成14年4月1日からは、被保険者資格の上限年齢が70歳未満までとされたことに伴い、申立人は、同日に被保険者資格を再取得したものと考えられる。なお、社会保険庁の記録からも、当該理由により資格喪失及び資格再取得の処理が行われたことを確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所での加入記録は昭和 35 年 9 月からとの回答をもらった。32 年 4 月にも A 事業所に臨時職員として入社しているが、勤務してすぐ厚生年金保険の被保険者資格を取得した。申立期間についても同じ臨時職員であるので被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち昭和 35 年 1 月から同年 11 月 19 日まで A 事業所に勤務していたことは、A 事業所本社が発行した在籍証明により確認できるが、34 年 9 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間については勤務実態を確認できる関係資料等はない。

また、A 事業所本社の回答によると、昭和 35 年 1 月に常備日傭夫として申立人を採用したが、この間は厚生年金保険の加入対象外であり、その後、臨時建設員として従業員区分を変更し、厚生年金保険の加入対象者となったと述べている。

さらに、申立人が記憶していた同じ建設所の寮にて調理、掃除等を担当していた同僚 2 名についても、申立人と同様に昭和 35 年 9 月 1 日に資格取得をしていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、保険料控除の事実を

確認できる関連資料等も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 16 日から 40 年 10 月ごろまで
社会保険事務所にA社B工場（現在はC社 以下同じ）に勤務していた昭和 35 年 5 月ごろから 48 年 1 月ごろまでの厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社B工場における厚生年金保険の資格取得日が 36 年 11 月 1 日、資格喪失日が 39 年 4 月 16 日、被保険者期間 29 か月との回答を得た。

A社B工場には、昭和 40 年 10 月ごろまで勤務していたと記憶している。申立期間については、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持しておらず、現在の事業主であるC社では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄しており、申立期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については確認できない。

さらに、A社B工場において申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得及び喪失している同僚は1人いるが、既に死亡しており、申立てに係る証言を得ることはできない。

加えて、申立人は、当該事業所に係る雇用保険の記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間及び保険料控除の記憶も曖昧であり、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 534

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月ごろから 34 年 11 月ごろまで
私は、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間についてA社の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の季刊誌及び複数の同僚等の証言等から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、上記季刊誌に掲載されている新入社員 99 人のうち 72 人はその加入記録が無く、24 人は入社日より後に厚生年金保険の資格取得が行われていることが確認できる。

また、厚生年金保険の取扱いについて、当時の経理責任者に確認したところ、当時はほとんどの社員について厚生年金保険の加入手続きを行っておらず、保険料控除も行っていないとしている。

さらに、申立人と同時期に勤務したと認められる複数の同僚から、入社日から相当期間は保険証を渡されず、当該期間については、給与から保険料控除されていなかったとの証言が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月ごろから 48 年 4 月ごろまで
社会保険庁の記録には無いが、昭和 47 年 3 月ごろから 48 年 4 月ごろまで、A社に勤務していた。

当時、給与から保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務状況の内容について具体的に述べていることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、社会保険庁の記録によると、A社は、平成元年8月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A社を承継しているB社は、「厚生年金保険の適用事業所となる前は、国民健康保険組合にのみ加入しており、厚生年金保険料は控除していなかった」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主による給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月ごろから同年 12 月 2 日まで
② 昭和 52 年 8 月 25 日から 53 年 5 月ごろまで

私は、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、①の期間についてはA社（現在はC社 以下同じ）B出張所の加入記録が無く、また、②の期間についてもA社D支店の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び港湾労働者年金に係る登録者明細表の記録から、申立人は、①の期間はA社に勤務していたことが確認できるものの、②の期間については確認できない。

また、A社が保管している「厚生年金基金加入者資格取得確認および標準報酬給与決定通知書」によると、申立人は、社会保険事務所の記録どおりの昭和 49 年 12 月 2 日に資格取得していることが確認できる。

さらに、A社では、「仕事内容がきついため、入社後すぐに退社する人が多かったので、しばらく様子を見る期間があり、申立人以外にも入社後すぐに厚生年金保険の資格取得の届出を行わなかった者もいる」と回答している上、A社の元社員 1 名は「試用期間があった」と証言している。

加えて、A社B出張所が加入していたE健康保険組合の記録と同社D支店が加入していたF健康保険組合の記録によると、申立人の健康保険組合の被保険者記録は、社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録と同一である。

また、①及び②の期間については、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、C社においても、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないことから、申立人に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料控除の状況が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として①及び②の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 21 日から 50 年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、私がA社に勤務していた昭和 47 年 6 月 21 日から 50 年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険に未加入という回答があった。同社に当該期間勤務していたのは間違い無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言により、申立人はA社に勤務していたことは推認できる。

一方、事業主は申立人を申立期間当時、臨時社員扱いとして厚生年金保険には加入させず、厚生年金保険料も控除していなかったであろうと供述している。

また、申立人は給与明細書等の資料を保持しておらず、A社においても当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合に申立人に係る健康保険被保険者記録は無く、同様にA社が加入していたC厚生年金基金に申立人に係る厚生年金基金加入員記録も無い。

このほか、申立人は、保険料控除についての記憶は曖昧であり、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周

辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月20日から同年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無く空白となっていた。

昭和41年2月にC工場を退職し、途切れること無く新たに設立したA社で勤務しており、厚生年金保険にも加入していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態については、A社の閉鎖登記簿謄本から、申立人が、昭和41年2月19日のA社設立時から、取締役（申立人の父親が代表取締役）となっていることが確認でき、勤務実態があったことは推認できる。

しかし社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、「当該事業所の設立時、従業員はいなかった」との申立人の供述から、当該事業所が、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月ごろから28年8月ごろまで
社会保険庁の記録によれば、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、昭和25年6月ごろから28年8月ごろまでの期間が欠落している。

当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間においてA社に在籍していたことは推認できる。

しかし、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細等、保険料控除の事実を確認できる資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も明確ではない。

また、申立期間のうち、昭和25年6月ごろから27年11月までの期間について、A社は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人の1年後に入社した同僚は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年11月1日であり、私の厚生年金保険の加入記録もそれ以降の記録しかないが、加入記録に間違い無い」と証言している。

さらに、申立人は「申立期間のうち、昭和26年5月ごろからA社での業務内容が牛乳の勧誘・配達業に変更になった。このころは、1日10時間くらい働き、365日休みは無かった。報酬は固定給と歩合給からなっており、牛乳代金の集金状況により毎月報酬は変動し、賞与も無かった。27年11月

に長男が生まれたが、出産手当金ももらっていない。退職後、失業保険ももらっていない」と供述している上、前述の同僚は「申立人は、勧誘・配達業に転じたとき、社員でなくなったのではないか」と証言していることから、申立人の業務内容が変更になった際に、A社における申立人の雇用形態に変更があったことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所の保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、A社は、当時の職員もおらず、関係資料も保管していないとしていることから、当時の実情を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 540

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 18 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社に平成 2 年 11 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、3 年 2 月 18 日に資格を喪失しているが、同年 7 月 18 日まで同社に勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

また、同僚から、「申立人は平成 3 年 2 月か 3 月ごろ退職した」旨の供述がある上、申立期間に当該事業所に入社したものから「申立人は自分の入社以前に退職しているので名前を聞いたことはあるが、会ったことは無い」旨の供述がある。

さらに、申立人は申立期間に係る勤務実態について「転職するまでの間、短期契約として働いており、毎日勤務していたわけではない」旨の供述をしている。

加えて、申立人に係る雇用保険における離職日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日とほぼ一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。